

白老町魅力発信応援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、白老町魅力発信応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助事業の円滑な実施及び適正な成果把握を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 本事業は、道外において白老町の魅力を広く発信することを目的とする。補助事業者は、町を代表する広報担当者としての役割を担い、認知度向上及び将来的な誘客促進に寄与する活動を行うものとする。

(審査の観点)

第3条 要綱第8条に規定する審査は、次の観点により評価する。

- (1) 目的適合性（町の魅力発信や観光振興、地域経済の活性化に寄与するか）
- (2) 実現可能性（計画や予算が具体的で確実に実行可能か）
- (3) 集客・PR 効果（広報物の目標配布部数や PR 方法は適当か）
- (4) 波及効果（将来的な観光誘客や販路拡大への寄与が期待できるか）

(PR 活動の実施及び効果測定)

第4条 補助事業者は、要綱第3条第2号に規定する「特産品の認知度向上」を図り、かつ要綱第10条に規定する成果を適正に把握するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町が提供又は指定する PR 用広報物（観光パンフレット、ふるさと納税カタログ等）を、出展ブース等の来場者の目に触れやすい場所に適切に配置し、積極的に配布すること。

(2) 前号の広報物配付に際しては、効果測定を目的とした来場者アンケートを実施するものとする。回答の回収方法は、原則としてデジタル（QR コード等）とする。

(3) 前号のアンケート様式は、原則として町が指定するものとする。

(実績報告における必須資料)

第5条 要綱第10条第4号に規定する「成果が確認できる資料」とは、次に掲げるものとする。

- (1) アンケート集計結果

(2) PR 広報物の配付実績

(3) 事業写真（ブース全体、広報物の配置、配付・接客の様子）

(4) 広報実績（チラシ、SNS 等）

(その他)

第6条 本要領に定めのない事項は、別に定める。